

静岡県立静岡がんセンターにおける会議及び委員会設置規程

(会議及び委員会の設置)

第1条 県立静岡がんセンター（以下「センター」という。）の適正かつ円滑な運営を図るため、会議及び委員会を置く。

(経営戦略会議)

第2条 経営戦略会議は、総長、がんセンター局長、病院長、院長代理、副院長、事務局長、マネジメントセンター長、疾病管理センター長、研究所長、看護部長、事務局次長及び総長が指名した者をもって構成し、庶務はマネジメントセンターで処理する。ただし、総長は、必要があるときは、関係職員等を経営戦略会議に出席させることができる。

2 経営戦略会議は、センターの意思を決定する機関として、下記の事項を審議するとともに、次条から第6条までに規定する会議（以下「各種会議」という。）の報告を受ける。

- (1) 経営、管理運営方針に関すること。
- (2) 各種規程・要綱等の制定、改正及び廃止に関すること。
- (3) 組織・定数、人事及び予算・決算に関すること。
- (4) 各種会議審議事項のうち承認申請がなされたもの及びに各種会議運営等に係る必要事項に関すること。
- (5) その他重要な事項に関すること。

3 経営戦略会議は、総長が主宰し、原則として毎週月曜日の午前10時から開催する。なお、総長は、必要に応じて、臨時会議を招集することができる。

(病院管理会議)

第3条 病院管理会議は、病院長、院長代理、副院長、事務局長、看護部長、技師長、薬剤長、栄養室長及び診療情報管理室の代表、並びに病院長が指名した者、マネジメントセンター長が指名した者、疾病管理センター長が指名した者及び研究所長が指名した者をもって構成し、庶務は総務課総務班で処理する。ただし、病院長は、必要があるときは、関係職員を病院管理会議に出席させることができる。

2 病院管理会議は、病院の主管に属する事項を審議するとともに、第8条に規定する所属の委員会の報告を受ける。

3 病院管理会議は、病院長が主宰し、原則として毎週水曜日の午後4時30分から開催する。なお、病院長は、迅速な対応が必要な場合など、臨時会議を招集することができる。

4 病院管理会議の結果は、経営戦略会議へ報告する。

5 経営戦略会議の構成員及びマネジメントセンターの職員は病院管理会議へ出席し、意見を述べることができる。

(病院幹部会議)

第4条 病院幹部会議は、病院長、院長代理、副院長、事務局長、看護部長、事務局次長及びマネジメントセンター長、並びに病院長が指名した者をもって構成し、庶務は総務課企画人材班が処理する。ただし、病院長は、必要があるときは、関係職員のほか、院外の有識者等を病院幹部会議に出席させることができる。

2 病院幹部会議は、病院の管理及び運営に関する事項のうち、以下の事項を中心に協議する。

- (1) 病院の管理運営方針、中・長期的な計画に関する事項
 - (2) 医療安全及び医療の質に関する事項
 - (3) 病院の組織・定数、人事に関する事項
 - (4) 病院の予算案及び決算に関する事項
 - (5) 病院に係る予算執行のうち、高額な支出など協議が必要と認められるもの
 - (6) その他迅速な意思決定を必要とする事項
- 3 病院幹部会議は、病院長が主宰し、原則として平日の午前8時30分から開催する。なお、病院長は必要に応じて臨時会議を招集することができる。
 - 4 第2項の協議において、病院幹部会議構成員の合議により決することができなかつた場合は、病院長の決するところによる。
 - 5 病院幹部会議の結果は、病院管理会議及び経営戦略会議へ報告し、必要に応じて、その承認を得るものとする。ただし、病院管理会議及び経営戦略会議での審議に馴染まない事項については、総長に報告し、必要に応じて、その承認を得るものとする。
 - 6 経営戦略会議の構成員及びマネジメントセンターの職員は病院幹部会議へ出席し、意見を述べるすることができる。

(疾病管理センター管理会議)

- 第5条 疾病管理センター管理会議は、疾病管理センターの全ての常勤職員、病院長が指名した者及びマネジメントセンター長が指名した者をもって構成し、庶務は疾病管理センターで処理する。ただし、疾病管理センター長は、必要があるときは、関係職員を疾病管理センター管理会議に出席させることができる。
- 2 疾病管理センター管理会議は、疾病管理センターの主管に属する事項を審議するとともに、第8条に規定する所属の委員会の報告を受ける。
 - 3 疾病管理センター管理会議は、疾病管理センター長が主宰し、原則として毎週水曜日の午後3時から開催する。なお、疾病管理センター長は、必要に応じて、臨時会議を招集することができる。
 - 4 疾病管理センター管理会議の結果は、経営戦略会議へ報告する。
 - 5 経営戦略会議の構成員及びマネジメントセンターの職員は疾病管理センター管理会議へ出席し、意見を述べるすることができる。

(研究所管理会議)

- 第6条 研究所管理会議は、研究所の全ての常勤職員及び病院長が指名した者をもって構成し、庶務は総務課研究・研修班で処理する。ただし、研究所長は、必要があるときは、関係職員を研究所管理会議に出席させることができる。
- 2 研究所管理会議は、研究所の主管に属する事項を審議するとともに、第8条に規定する所属の委員会の報告を受ける。
 - 3 研究所管理会議は、研究所長が主宰し、原則として毎週水曜日の午後1時45分から開催する。なお、研究所長は、必要に応じて、臨時会議を招集することができる。
 - 4 研究所管理会議の結果は、経営戦略会議へ報告する。
 - 5 経営戦略会議の構成員及びマネジメントセンターの職員は研究所管理会議へ出席し、意見を述べるすることができる。

(事務局管理会議)

第7条 事務局管理会議は、事務局長、事務局次長、課長、班長、マネジメントセンター長、事務局長が指名した者及び疾病管理センター長が指名した者をもって構成し、庶務は総務課総務班で処理する。ただし、事務局長は、必要があるときは、関係職員を事務局管理会議に出席させることができる。

- 2 事務局管理会議は、事務局の主管に属する事項を審議するとともに、次条に規定する所属の委員会の報告を受ける。
- 3 事務局管理会議は、事務局長が主宰し、原則として毎週月曜日の午後4時から開催する。なお、事務局長は、必要に応じて、臨時会議を招集することができる。
- 4 経営戦略会議の構成員は事務局管理会議へ出席し、意見を述べるることができる。

(委員会)

第8条 委員会は、運営に必要な専門事項を調査審議する。

- 2 委員会は、原則として、それぞれ第2条から第7条に規定するいずれかの会議に所属する。
- 3 委員会に関する規程は、経営戦略会議に所属する委員会にあつては経営戦略会議が定め、第3条から第7条に規定する委員会にあつては所属する会議の議を経て経営戦略会議が定める。
- 4 委員の任期は、各委員会が定める。
- 5 経営戦略会議の構成員及びマネジメントセンターの職員は委員会へ出席し、意見を述べるることができる。
- 6 委員会の結果は、経営戦略会議に所属する委員会にあつては経営戦略会議に報告し、第3条から第7条に規定する委員会にあつては所属する会議を経て経営戦略会議に報告する。

(診療科責任者会議及び看護単位責任者会議)

第9条 診療科責任者会議及び看護単位責任者会議（以下「責任者会議」という。）は、病院業務の円滑な運営と向上を図るために必要な診療に関する事項並びに看護に関する事項を検討し決定する。

- 2 責任者会議は、病院管理会議に所属する。
- 3 責任者会議に関する規程は、病院管理会議の議を経て経営戦略会議が定める。
- 4 経営戦略会議の構成員及びマネジメントセンターの職員は責任者会議に出席し、意見を述べるることができる。
- 5 会議の結果は、病院管理会議を経て経営戦略会議に報告する。

附 則

- 1 この改正は、平成16年5月1日から施行する。
- 2 経営戦略会議設置要綱は廃止する。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 27 年 6 月 8 日から施行する。

附 則

この改正は、2018 年 8 月 20 日から施行する。

附 則

この改正は、2019 年 7 月 1 日から施行する。